

かつら川

No.188



▲八朔祭り（都留市役所・都留市テレビ利用者組合提供）

主な目次

大月法人会第13回定時総会	2
山梨県法人会連合会第12回定時総会	3
大月税務署管内関係民間団体長会	6
支部活動報告	7
青年部会活動報告	7
女性部会活動報告	10
その他の活動報告	14

令和7年度税制改正に関する提言(山梨県連)	16
大月税務署人事異動のお知らせ	20
大月税務署からのお知らせ	22
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	24
健康情報(食事と健康)	26
第58回神社めぐり(生出神社)	27

消費税期限内納付
法人会一声運動



大月法人会

第十三回定時総会・特別講演会

令和六年五月二十四日(金)、ホテル鐘山苑に於いて開催。定時総会開会前に、TBS「NEWS23」キャスター・コメンテーターを務めている、元 朝日新聞社特別編集委員でジャーナリストの星浩氏による「日米中関係と日本の政治」と題する特別講演会を開催し、会員・一般含め約百五十名が聴講されました。

定時総会では、令和五年度決算報告が原案通り承認可決されました。

来賓名

大月税務署長 清田 康隆様
 東京地方税理士会 梶原 稔様
 大月支部長 梶原 稔様
 山梨県法人会連合会 上原 勇七様
 副会長



特別講演会 星浩氏



表 彰

- 一、退任役員感謝状 梶原 秀博様
- 前副会長
- 二、会員増強表彰 都 留 支部
 銀賞 富士吉田統括支部
 銀賞 都 留 支部
- 三、保障制度元請会社優績社員表彰
 アフラック生命保険(株)代理店 エスプラン(株) 白井恵美子様
- 山梨支社長補佐 望月 正也様
- アフラック生命保険株式会社 西須 正樹様
- 山梨支店長
- AIIG損害保険株式会社 敬一様
- 営業推進課長 吉田 敬一様
- 大同生命保険株式会社多摩支社
- 審理担当国税調査官 明石 裕也様
- 大月税務署法人課税第一部門
- 統括国税調査官 大山千奈美様
- 大月税務署法人課税第一部門



大月法人会 山口照義会長 挨拶



大月税務署 清田康隆署長 ご祝辞

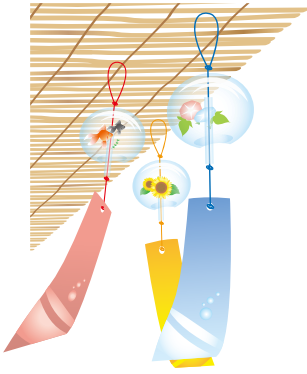


税理士会 梶原稔大月支部長 ご祝辞



山梨県連 上原勇七副会長 ご祝辞

(3)



定時総会懇親会

山梨県法人会連合会 第十二回定時総会

令和六年六月十八日(火)、ベルクラシック甲府に於いて開催され、当会より十八名が出席。

総会終了後の表彰式において、当会より次の方々が表彰されました。おめでとございます。



全国法人会総連合 功労者表彰

副会長

(株)鈴木製作所 鈴木 誠一様



常任理事

(株)土屋製作所 土屋きよ美様



専務理事

(公社)大月法人会 小笠原能久様



山梨県法人会連合会 功労者表彰

副会長

川上建設(株) 川上洋一郎様



副会長

(有)天下茶屋 外川正知恵様



監事

(株)田中屋 佐々木弘之様



正副会長会

八月二十日(火) 山一



大月法人会役員

(順不同、敬称略)

顧問

滝口 哲夫

原田 威

相談役

堀内 富久 堀内電気(株)

長田 富也 アイトー電子(株)

新名 米光 (株)新名製作所

細谷 憲二 中央観光(株)

外川 凱昭 (有)山岸旅館

細田 幸次 (株)富士山アグリファーム

志村美貴代 日伸総建(株)

★込山 紀章 (株)山梨中央銀行吉田支店

梶原 稔 東京地方税理士会大月支部

会長

山口 照義 (株)メイト

副会長

川上洋一郎 川上建設(株)

吉沢 秀雄 (有)吉沢製パン

堀江 俊隆 (株)堀江製作所

越石 賢一 (株)ミネルバ

鈴木 誠一 (株)鈴木製作所

★外川正知恵 (有)天下茶屋

専務理事兼事務局長

小笠原能久 公益社団法人大月法人会

常任理事

土屋きよ美 (株)土屋製作所

三木 範之 甲陽産業(株)

西室 信男 (有)西忠エージェンシー

餌取 一成 (有)印刷エトリ

小林 清哲 (有)小林仏壇

渡邊 和彦 都留信用組合

堀内光一郎 富士急行(株)

伊東 貴也 富士山リゾート(株)

小佐野昇一 (有)こみたけ売店

吉元 潤 吉田精工(株)

高村 浩明 富士水熱設備工業(株)

柏木おさむ (有)フロスジャパン

大石 秀世 (株)アトラス測量

理事

白木 孝郎 三共建設(株)

守屋 博文 (株)トーホー

尾形 直 (株)尾形製作所

市川 公子 市川リース(株)

内藤 定子 (株)ナイトー建商

清水美恵子 (株)龍美建設

平井 勉 (株)平井製作所

天野 統一 濱野屋ティートラスト(有)

赤澤 克夫 山二商事(株)

金巻 裕 (有)中村薬局

山口 光子 (有)山口製作所

奥秋 公大 奥秋建設(株)

菊地 明久 (株)長田電材工業

渡邊 稔 (株)渡辺商店

鶴田みさ子 (株)ツルタ

桑原 大輔 桑原電業(株)

白須 一政 (株)シラス自工

桑原 誠 秋山土建(株)

大森 雄介 (株)大森工務所

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

白井恵美子 エスプラン(株)

宮下 崇 テクト(株)

山下佐一郎 芙蓉実業(株)

横打香代子 (株)山梨重機

武川 哲也 (株)CATV富士五湖

大森 保廣 (株)大森林業所

三浦 信 三浦化成工業(株)

河内 正子 (有)サンスベースアメニティ

田中 良彦 さざなみ産業(株)

井出 泰済 (株)富士レークホテル

井出 隆 井出電気(株)

渡邊 良孝 登り坂石油(株)

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

監事

佐々木弘之 (株)田中屋

荻原 秀祥 (株)ユーシン

小谷田 融 富士観光開発(株)

吉澤 武司 富士航空電子(株)

小泉 裕次 (株)ユーキ

小高 洋子 (有)コタカ電化

小林 宏好 大一木材(株)

市川 賢一 (有)大中精機製作所

土屋 和也 (有)土屋輪業

小俣 真吾 (株)丸真建設

中村 武 中村エンジニアリング(株)

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

堀内 慎也 堀内電気(株)

堀内 花代 堀建トヨー住器(株)

佐藤 誠 (株)佐藤タンボール

細田 浩一 (株)セントラルモーターズ

桑原 貞雄 (株)桑原興業

山崎 泰洋 山崎織物(株)

前田 市郎 (株)前田源商店

前田正太郎 (株)マエセン

萱沼 孝夫 (株)萱沼商事

小池 久司 (有)小池時計店

渡辺 浩次 渡秀工業(株)

小野耕太郎 フジヤマ(株)

堀内 満 パイロット測量設計(株)

中村 元 (有)東京屋製菓

相生 光晴 富士急行(株)

岩田 伸吾 (有)寿司華

渡邊 三雄 三和建設(株)

奥脇 芳弘 宮川電気(株)

河野 大介 (有)河野保険事務所

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

渡邊 林美 登り坂石油(株)

中村 勝子 (株)オプトナカムラ

渡辺 松氏 (有)旅館松屋

三浦 敬伯 (株)サイコ

松浦 潤一 (株)エムティーシー

倉澤 光代 (株)協和生コン

(★印は新任)

正味財産増減計算書合計表

科 目	令和5年度予算	令和5年度決算	令和6年度予算
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	700	180	180
特定資産運用益	9,275	2,549	2,619
受取会費	12,655,000	12,711,000	12,664,000
事業収益	8,070,000	6,541,957	9,605,000
受取補助金等	9,546,900	9,775,400	9,615,800
受取負担金	1,654,000	1,534,000	1,654,000
寄附金	100,000	171,500	100,000
雑収益	351,100	740,471	331,460
経 常 収 益 計	32,386,975	31,477,057	33,973,059
(2) 経常費用			
公益目的事業	21,449,174	21,850,187	21,904,579
収益事業等	9,349,305	8,160,954	9,334,449
管理費	3,153,686	3,852,918	2,947,633
経 常 費 用 計	33,952,165	33,864,059	34,186,661
当期一般正味財産増減額	△ 1,565,190	△ 2,387,002	△ 213,602
一般正味財産期首残高	241,599,892	241,599,892	239,212,890
一般正味財産期末残高	240,034,702	239,212,890	238,999,288
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	9,206,900	9,206,900	9,275,800
受取全法連助成金	9,206,900	9,206,900	9,275,800
受取県連助成金			
一般正味財産への振替額	△ 9,206,900	△ 9,206,900	△ 9,275,800
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	240,034,702	239,212,890	238,999,288

「誠実と真心でお客様に喜んでいただく」

創業 大正13年 創立 昭和26年

介川上建設株式会社

ISO9001：2008認証登録

代表取締役 川 上 洋一郎

本 社 山梨県富士吉田市中曽根一丁目4-23 TEL. 0555-22-2114(代)
都留営業所 山梨県都留市中央二丁目7-19 TEL. 0554-43-6634

(6)

関係民間団体長会 関係民間団体意見交換会

大月税務署管内関係民間団体事務局長会・団体長会が六月五日(水)十三日(木)、大月税務署会議室に於いて開催され、令和五年度事業・決算報告及び令和六年度事業計画・予算を原案通り承認。



七月十八日(木)、ホテル鐘山苑に於いて、大月税務署定例人事異動後初めての関係民間団体長会を開催後、税務署幹部職員及び団体役員等総勢八十七名出席の下、意見交換会が開催され、新任の中島正之大月税務署長以下署幹部職員の紹介を始め、税務署との意見交換並びに団体役員相互の親睦・交流が図られました。



租税教育推進協議会定期総会

六月七日(金) 富士吉田市民会館



工業機械部品製造/工業計器部品製造

株式会社 鈴木製作所

〒409-0112 山梨県上野原市上野原2140番地

TEL 0554-63-1055 FAX 0554-62-3864



青年部会活動報告
青年部会第十三回定時総会
五月二十四日(金) ホテル鐘山苑



支部活動報告
富士吉田・河口湖東西支部高役員会
六月十九日(水) 都留信用組合本店



青年部会役員会・意見交換会
八月六日(火) 大月税務署

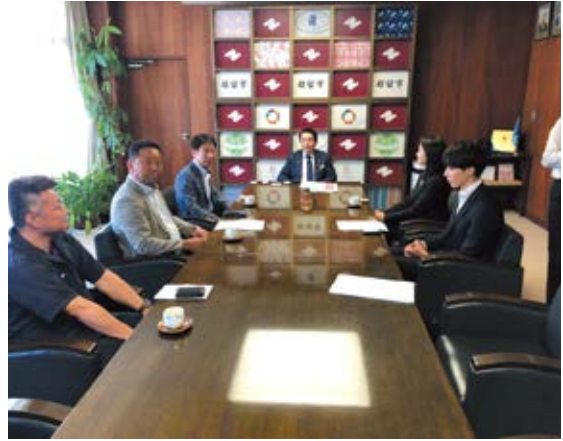


青年部会臨時役員会
七月三十日(火) 大月法人会館

(8)

税に関する標語お願い

六月五日(水) 都留市役所



税に関する標語お願い

六月五日(水) 都留興譲館高等学校



税に関する標語お願い

六月五日(水) 大月市役所



税に関する標語お願い

六月五日(水) 都留高等学校



親睦ゴルフコンペ

七月三日(水) 富士レイクサイドカントリー倶楽部



県下四単位会共催ミニバスケットボール教室・税金教室

七月七日(日) 敷島体育館



青年の集い山梨大会第四回実行委員会
六月二十七日(木) 魚吉会館



青年の集い 五県連会議
八月二十三日(金) 古名屋ホテル



青年部会役員
(順不同、敬称略)

最高顧問

- 天野 喜宗 (株)みどりや
- 小佐野紀之 (有)こみたけ売店
- 細谷 憲二 中央観光(株)
- 川上洋一郎 川上建設(株)
- 小佐野昇一 (有)こみたけ売店
- 吉元 潤 吉田精工(株)

顧問

- 守屋 博文 (株)トーホー
- 餌取 一成 (有)印刷エトリ
- 越石 賢一 (株)ミネルバ
- 小林 清哲 (有)小林仏壇
- 荻原 秀祥 (株)ユーシン
- 奥脇 芳弘 (有)宮川電気(株)
- 堀江 俊隆 (株)堀江製作所
- 赤澤 克夫 (有)山二商事(株)
- 小池 久司 (有)小池時計店
- 中村 武 中村エンジニアリング(株)
- 鈴木 誠一 (株)鈴木製作所
- 三木 範之 甲陽産業(株)
- 深沢 央 (有)なだや(株)
- 渡邊 幸男 吉田タクシー(有)
- 伊東 貴也 富士山リゾート(株)
- 三浦 信 三浦化成工業(株)
- 佐々木弘之 (株)田中屋
- 菊地 明久 (株)長田電材工業
- 渡邊 良孝 (有)登り坂石油(株)

- 奥秋 公大 (株)奥秋建設
- 渡辺 松氏 (有)旅館松屋

部会長

- 宮下 崇 テクト(株)

副部会長

- 渡邊 三雄 三和建設(株)

- 細田 浩一 (株)セントラルモーターズ

幹事長

- 桑原 大輔 桑原電業(株)

上野原支部長

- 尾形 直 (株)尾形製作所

大月支部長(監事)

- 西室 信男 (有)西忠エージェンシー

都留支部長

- 佐藤 誠 (株)佐藤ダンボール

富士吉田支部長

- 河野 大介 (有)河野保険事務所

忍野・山中湖支部長

- 渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

河口湖支部長

- 松浦 潤一 (株)エムティーシー

会計

- 白須 一政 (株)シラス自工

大月副支部長(親睦委員長)

- 市川 賢一 (有)大中精機製作所

都留副支部長(広報委員長)

- 堀内 慎也 堀内電気(株)

富士吉田副支部長

- 藤本 秀昭 第一測量(株)

河口湖副支部長

- 三浦雄一郎 (有)森の家久野屋

事業委員長

- 武川 哲也 (株)CATV富士五湖

幹事

- 宮田 千治 ミヤ通信工業(株)

- 天野 統一 濱野屋ティートスト(有)

- 清水 偉也 (有)清水商事サービス工場

- 白輪地 厚 (株)三吉

- 平井 勉 (株)平井製作所

- 小泉 裕次 (株)ユーキ

- 小林 宏好 大一木材(株)

- 野武 直記 ユニテック(株)

- 小林 大希 (株)丸大産業

- 岩下 稔 (有)岩下産業

- 金巻 裕 (有)中村薬局

- 鈴木 雅俊 (株)鈴木工業

- 佐藤 哲也 (株)MTS

- 堀内 敏男 (株)ウェブベンダー

- 程原 誠 (株)アウラテクノロジー

- 中村 哲 (株)丸正電器

- 平井 尚博 (有)平井製作所

- 羽田早一郎 (株)羽田印刷

- 前川まゆみ 大同生命保険(株)

- 梶原 洋 船津観光(株)

- 小佐野睦浩 (有)小佐野設備

監事

- 桑原 誠 秋山土建(株)

女性部会活動報告

女性部会役員会

四月二十五日(木) 大月法人会館



女性部会第十三回定時総会

五月二十四日(金) ホテル鐘山苑



女性部会特別研修会

四月二十五日(木) 大月法人会館



県連女連協正副会長会

七月五日(金)

県連女連協役員会

意見交換会

八月一日(金) ベルクラシック甲府



高圧電気のユーザー様

ENEOSの電力に切り替えて

電力コスト削減しませんか？



山梨県大月市大月町真木270
☎ 0554-22-1713 (セルフ・スタッフSS)

ENEOS Enejet ENEOS POWER(株)代理店
株式会社 田中屋



第二十一回施設慰問活動
七月二十三日(火) セントケア大月薬町

新入会員紹介

- 株式会社 上條商店
(大月市富浜町鳥沢三三二八一五)
代表取締役 上條 記男
- 株式会社 奈良紙器
(富士吉田市上吉田四八二七一)
代表取締役 奈良 秋幸
- 株式会社 春一番
(富士吉田市下吉田五三三五一九)
代表取締役 山口 仁美
- 鳥澤灯房株式会社
(大月市大月三一一一六〇 岩崎ビル3F)
代表取締役 上條 浩道



女性部会都留支部税務研修会
七月十八日(木) (株)ツルタ

「富士には 月見草がよく似合ふ」 太宰治「富嶽百景」より

天 茶 屋 御坂峠本店「天下茶屋」 河口湖分店「峠の茶屋」
富士の絶景と昔ながらのほうとうの味わい

御坂峠本店
天下茶屋



河口湖分店
峠の茶屋



本店 天下茶屋 2階
**太宰治
文学記念館**



<https://www.tenkachaya.jp> 御坂峠本店 TEL 0555-76-6659 河口湖分店 TEL 0555-76-8388



租税教室講師養成講座 (大月税務署)

**小学生租税教室と
税に関する絵画及び
絵はがきコンクール**

大月法人会女性部会では、租税教育活動の一環として、毎年十一月十一日から始まる「税を考える週間」に合わせて、小学生を対象に租税教室を開催するとともに、「税に関する絵画コンクール」及び「税に関する絵はがきコンクール」を実施しております。令和六年度は、河口湖支部が担当致します。

当該事業は、小学生に税の大切さや、税の果たす役割について学んでもらい、得た知識や感じたことを絵



租税教室 講話 (船津小学校)

に描いて、税への理解を深めることを目的として実施しております。
租税教室は事前に税務署で講師養成講座を受けた女性部会河口湖支部役員が講師となり、六月十七日に富士河口湖町立船津小学校で、六年生一〇三名を前にして、パネルやじゃんけんクイズ、ビデオアニメ等を通じて実施致しました。将来納税者となる児童の皆さんも、税を納めることで、国や地方が機能して、自分たちの生活も成り立っていることを理



租税教室 1億円体験 (船津小学校)

解してもらえたことと思います。そして、租税教室の最後に一億円が登場した時には、みんな目を輝かせながら「重たくて持てない」「平気だあ」「大人になったら働いて本物の一億円を持ってみたい」とか言いながら大いに盛り上がっていました。
 船津小学校の児童の皆さんには、租税教室と連動で実施する「税に関する絵画コンクール」に加えて、県内四法人会が共催で実施する「税に関する絵はがきコンクール」への応募



絵はがきコンクールお願い (西桂教育委員会)

募をお願い致しました。
 さらに、絵はがきコンクールへの応募につきましては、例年同様に西桂町立西桂小学校、都留市立禾生第一小学校にもお願い致しました。三校の児童の皆さんには夏休みの課題として描いていただきますが、素晴らしい作品が出来上がることを期待するとともに、表彰式で喜ぶ姿を目にできることを楽しみにしております。
 女性部会河口湖支部長 外川正知恵



絵はがきコンクールお願い (禾生第一小学校)



絵はがきコンクールお願い (西桂小学校)

女性部会役員

(順不同、敬称略)

顧問

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

志村美貴代 日伸総建(株)

部会長

鶴田みさ子 (株)ツルタ

幹事長(上野原支部長)

土屋きよ美 (株)土屋製作所

大月支部長(副幹事長)

清水美恵子 (株)龍美建設

都留支部長(広報委員長)

渡辺なおみ 宝福祉タクシー

富士吉田支部長(事業委員長)

河内 正子 (有)ンスペースメディア

河口湖支部長(会計)

外川正知恵 (有)天下茶屋

上野原副支部長(広報副委員長)

志村 時江 ハリカ上野原

大月副支部長(親睦委員長)

志村ひろ江 志村クリーニング店

都留副支部長(親睦副委員長)

餌取由香利 (有)印刷エトリ

富士吉田副支部長(副幹事長)

白井恵美子 エスプラン(株)

河口湖副支部長(広報副委員長)

中村 勝子 (株)オプトナカムラ

事業副委員長

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

親睦副委員長

渡邊ふく子 (株)渡辺商店

コーラス部長

渡邊 林美 登り坂石油(株)

幹事

中原 智子 (株)中原製材所

石井 明美 (有)島田交通

高橋 式子 (株)高橋建設

市川 公子 市川リース(株)

小高 洋子 (有)コタカ電化

小林 聖子 (有)ネスエンタープライズ(株)

湖山 和子 (株)湖山商事

内藤 定子 (株)ナイトー建商

川村 真弓 立正堂印刷(有)

小林登喜子 (有)神戸電工

白川 敏子 山陽精工(株)

山口 輝子 (有)山口乳業

石井 清子 規予

藤江 一枝 (株)共立機械

功刀真佐美 桂商会(株)

山口 光子 (有)山口製作所

谷内江美子 谷内建設(株)

程原 洋子 (株)アウラテクノロジ

菅谷 勝子 (有)すがや

堀内 花代 堀建トイヨー住器(株)

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

天野 宏美 (株)ミツワ精機製作所

柏木 智恵 (株)柏木電工

浅沼 歌子 富岳物産(株)

日川 和子 (有)日川時計店

伊藤 道子 (有)伊藤

井出てるゑ (株)井出商店

横打香代子 (株)山梨重機

高橋ます子 (有)ホテイシヨウキタフジ

渡邊伊寿美 (有)ウイステリア

小山田可能子 (有)富士ゴトプレミアム

池上美奈子 (株)池上工務所

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

外川 桂子 (有)山岸旅館

梶原 広子 船津観光(株)

監事

倉澤 光代 (株)協和生コン

森嶋 友子 (株)弘美インテリア

プラスチック成形・加工

株式会社 土屋製作所

〒409-0123 山梨県上野原市大野3637
TEL 0554-66-2026
FAX 0554-66-2285

その他の活動報告

広報誌封入作業

四月三十日(火) 大月法人会館



新設法人説明会

六月二十四日(月) 大月法人会館



正副税制委員長会議

六月三日(月) 大月法人会館



県連税制委員会

六月十二日(水) 甲府法人会館



広報委員会

七月十九日(金) 大月法人会館



全法連広報委員会

七月十二日(金) リモート



決算法人説明会

六月十九日(水) 大月法人会館
八月二十二日(木) 大月法人会館



県下専務理事
事務局長会議

四月二十六日(金) 甲府法人会館
八月三十日(金) 甲府法人会館



7つの間違い探し

※上の絵と下の絵には相違点が7か所あります。
見つかりますかな？（答えは26ページ下にあります。）



【作者紹介】 神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

山梨県連令和七年度税制改正に 関する提言を全法連へ提出

令和六年六月十二日(水)、甲府法人会館に於いて県連税制委員会が開催され、県下4単体会から提出された税制改正提言書及び「税制改正に関するアンケート調査」による会員企業の要望等を踏まえ、次のとおり県連提言書として全法連へ提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 令和七年度税制改正に関する提言

(総論)

令和6年度税制改正は所得税・住民税の定額減税に加え、企業向けでは賃上げ減税の拡大等減税がずらりと並び、負担増を回避し、財政規律を省みない内容となった。

首相がこれまでの税収増を国民に還元するというが、財務省からは増加した税収は既に使ってしまったているとの見解がでてくる。どのようにして還元するのか。また、近年の税収の上振れは円安による好調な企業業績や物価上昇によるところが大きく、いつまで続くか分からない。

歳出水準に比べて税収が不足する状況は変わっておらず社会保障や防衛費を賄う安定財源の議論は避けて通れない。政府が打ち出した少子化対策はその契機になるはずであったが、早々と税制改革議論が封印された。

税制改正を毎年行う目的は財政の持

続、税の公平性の確保、課税の適正化のために行われるべきであり、バランスのとれた税制の実現を要望する。

財政の健全化に向けて

我が国の令和6年度予算112兆円台の予算の中で借金が過去最高を8年連続で更新し、令和5年度末で1,297兆円に達した。

防衛費や社会保障費が増えたことに加え、ガソリン補助金や低所得世帯への給付金など物価高対策を盛り込んだ13兆円を超える補正予算を編成した結果、国債の発行が積み重なり財政状況は一段と厳しくなっている。

政府は令和7年に基礎的財政収支の黒字化を目指しているが、高齢化に伴う社会保障費の増加などで達成は困難と思われる。日本経済の需要不足の解消が進み、金利も復活するなかで財政運営も平時の状態に復帰させる道筋を描き、借金頼みの給付策や短期的な景気刺激策を是正し、中長期的な財政健全化を国民に示すべきである。

社会保障制度について

高齢化社会の急進展で今後の社会保障給付は急速な増大が見込まれ、2025年には団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、年金をはじめとした社会保障費は膨張し続け、社会保障制度の維持が困難になるほど極めて危機的な状況にある。

政府はこども・子育て政策の強化に向け、児童手当の拡充や、扶養されるこどもが3人以上の多子世帯の大学授業料・入学金の無償化、出産支援の強化などを盛り込んだ「こども未来戦略」を決定し、財源については、当面は一部を国債で賄いながら2028年度までに安定的な確保を目指すとしているが、歳出改革の中身については、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋における医療・介護制度等の改革を実現することを中心に取り組むとされ、歳出改革の中身は無駄な歳出を抑えるという意味合いよりも、後期高齢者負担の見直しなどの内容になっていて政府の、「財源は実質的な国民負担増なし」とは齟齬が生じている。

「異次元の少子化対策」には取りやすいところから取るのではなく「異次元の歳出改革」を行うべきである。

行政改革の徹底

1. 調査研究広報滞費について
国会議員の歳費とは別に毎月支払われている100万円の調査研究広報滞費は令和4年に日割支給に改正されたが、使途公開や未使用分の国庫返納については法改正が先送りされている。

ととなったが、裏金の根源となる政党助成金から各議員に配られる政策活動費は年間上限額の設定や領収書の10年後の公開、監査する第三者機関の設置を盛り込んだものの詳細は今後の検討事項となり国民意識とかけ離れている。

政党助成金、議員定数の削減等自ら身を削る改革に真摯に取り組むべきである。

マイナンバー制度について

マイナンバー制度については、現在、確定申告や住民票の取得などに利用されているが、政府は今後、現在の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードへの一本化を目指している。中長期的にはマイナンバーと公的給付受取口座や全ての預貯金口座とリンクさせることが予定されている。

しかし、目標とする「行政の効率化」「国民の利便性の向上」及び「公平・公正な社会の実現」は、国民が実感できる水準には至っていない、個人情報保護やセキュリティ面に十分留意したうえで、制度普及の理解を高めていくべきである。

税制関係

政策減税の検証について

財務省が租税特別措置によってどれくらい減収したかを国会に報告した令和4年度の政策減税の減収額は8兆697.5億円で9年連続8兆円を上回った。

総務省が毎年租税特別措置の効果を点検していて、昨年「延長」と「拡充」

が決まった賃上げ減税は、過去の減税効果が示されてなく「分析・説明の内容が著しく不十分」と厳しい評価がくだった。

賃上げ減税の効果を検証するには減税が適用されなかった企業よりも適用された企業の方が賃上げをしていることを示さなければならぬが、現状ではどの企業が減税の恩恵を受けているかの情報は非開示となっている。減収に見合った効果が得られているか検証する仕組みを整えるべきである。

法人税関係

1. 中小企業者の軽減税率の特例の本則化等について

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国の経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう、中小法人に適用されている軽減税率の特例15%を本則化とし、昭和56年以来800万円以下に据え置かれている適用所得金額を1,600万円に引き上げること。

2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置について

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得、事業供用した場合、年間取得価額合計額300万円までは取得価額の全額を損金算入できるとなっているが上限額300万円を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、特例措置の適用期限を延長すること。

3. 受取配当等の益金不算入制度の見直しについて

現行の受取配当金等の益金不算入制度は株式の100%を保有する完全子会社や持ち株比率が3分の1を超える関係会社からの株式配当金は全額が益金不算入、株式等保有割合が5%超3分の1以下の企業からの配当金は50%を益金不算入、株式等保有割合が5%以下の場合には配当金の20%が益金不算入となっていて課税ベースを縮小している。

受取配当金の課税除外は株式投資の配当だけを優遇する措置であり、同時に投資活動へ注力できるほど資金量のある大企業に対しても優遇措置といえることから応分の負担を求めるべきである。

4. 役員給与の損金算入について

使用人に対する給与は原則損金算入されるが、役員給与については、一定の給与以外のものは損金不算入となっている。

役員給与は職務執行の対価であり、恣意性のあるものなど課税上弊害があるものを除いて損金算入できるように見直すこと。

また、業績連動給与について経営者のモチベーションを高める観点から同族会社も一定の要件のもとに損金算入を認めるべきである。

5. 慶弔費等の交際費からの除外について

交際費課税について、令和6年度税制改正で特例措置の延長と飲食費基準の見直しが行われたが、改正の効果は十分とはいえない。

得意先、仕入先等の慶弔に際し支出する金品等の費用については、社会通念上必要であるため、通常要する金額の範囲内であることを要件として交際費から除外すべきである。

所得税関係

1. 所得税改革について

所得税は収入の多い人ほど適用される負担率が高くなる累進課税制度となっているが、現行所得税負担率は合計所得金額が1億円をピークに所得金額が増加するほど減少する逓減現象になっている。

これは株式の譲渡益や配当金、預貯金や債券の利子など金融所得に税率の低い分離課税が適用されていて、所得税の構造が逆進的になっている。

令和5年度税制改正でようやく是正策がとられたが、対象は所得が約30億円を超える超富裕層だけが対象で、格差是正には全く不十分である。

まずは分離課税となっている所得をすべて合算し、総合課税することが本筋である。そのためにはマイナンバー制度の整備など諸般の措置が必要となる。

総合課税を実施するまでの応急措置として、分離課税の税率を大幅に引き上げ、所得再分配といった基幹税としての本来の機能を回復することが肝要である。

2. 災害控除制度の創設について

現行の雑損控除は災害による損失と盗難、横領による損失が同じ取扱いになっている。

近年は各地で大規模な自然災害が起

きている。災害による損失は盗難、横領による損失よりも多額になっていて保険金で損失がカバーでききれないため雑損控除から独立した控除の創設を要望する。

3. 各種控除制度の見直し

所得税に関する各種控除は、社会変化に対応すべきであるが、現行制度の中で給与所得控除、公的年金控除の引き下げや基礎控除の引き上げ、又ひとり親控除の創設等により制度の複雑化が著しく、事務負担などが増加している。整理・合理化を図るべきである。

整理・合理化にあたっては、税制だけではなく、社会保障制度の在り方なども一体として働き方改革にふさわしいものとなるような検討を行うべきである。

4. 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、平成23年に廃止され、平成24年には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当は0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育ては全ての世帯にとって担税力が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきである。

また、政府の「異次元の少子化対策」の観点からも二重に支援することは不自然ではない。年少扶養控除を復活するべきである。

5. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取引の決済は、ほとんどが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末日に、また、納期特例適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを要望する。

消費税関係
1. 軽減税率制度の廃止について

法人会はこれまで消費税増税について事業者の事務負担増、税制の簡素化及び税込確保の観点から、税率10%までは単一税率を要望してきた。「社会保障と税の一体改革」という当初の目的を達成するために軽減税率制度を廃止すべきである。

また、軽減税率制度は低所得者対策といわれたが、高所得者も利用できるため消費税の逆進性の解消にはつながらず、事業者の事務負担が増える結果となった。

低所得者対策としては簡素な給付措置の実施を要望する。

2. 適格請求書等保存方式の経過措置について

2023年10月から導入された適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、導入以前から様々な問題点を指摘されてきており、インボイス制度の導入後に免税事業者が取引から排除される、または取引価格の減額要請を受ける事象などが発生しており、消費税相当額の価格転嫁は困難になり、税制の中立性が損なわれている。また、制

度導入にあたり各種の経過措置が設けられ、中でも小規模事業者のインボイス登録時の当初の負担増に配慮した「2割特例」は、2026年9月30日までの経過措置であり、その適用期間は短い。また、免税事業者からの課税仕入れであっても一定割合を仕入税額とみなして控除できる「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」の特例及び取引先がインボイス発行事業者であるかどうかにかかわらず、税込1万円未満の課税仕入れについて、仕入税額控除ができる「少額特例」は適用期限が2029年9月30日までとなっている。これら経過措置ともインボイス制度の定着と、小規模事業者が経済取引から排除されない環境醸成の為に、適用期間を延長するべきである。さらに、税の公平性を高めることを目的とした制度変更は、取引で立場の弱い企業・個人に負担がしわ寄せされる可能性が高いことから、滞納が増えるおそれがあるという指摘もあり、滞納を看過することは消費税に対する国民の信頼を損なうことになりかねず、消費税滞納への対策強化も要望する。

事業承継税制関係
土地・建物および非上場株の相続の非課税について

中小企業の円滑な事業承継を進めるために、非上場株の相続を非課税とし、さらに事業に供している土地と建物の相続も非課税とすることを要望する。事業に供している土地と建物が相続時に非課税となれば経済の活性化にもつ

ながる。

相続税関係
1. 相続税基礎控除額の引き上げについて

現行の基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）は平成25年度税制改正で（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）に引き下げられて課税が強化され、相続の課税件数割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を（4,000万円＋800万円×法定相続人の数）に引き上げを要望する。

2. 相続時精算課税制度非課税枠の拡大等について

相続時精算課税は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の複雑さや、どんな場合に適用しているかが分かりづらく、利用したことから発生するデメリットも多く、利用する人が少ないことから、令和5年度税制改正で新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、令和6年1月以降、相続時精算課税制度を選択した人への贈与でも、年110万円までなら贈与税も相続税もかからず申告もいらなくなり、かなり使い勝手が良くなり利用する人が増える可能性は大きいとみられる。しかし、従来からある内容の複雑さとデメリット

とも変わらず残っていることも事実である。さらに当該制度の活用促進のために、小規模宅地等の特例について、本制度を選択した場合でも一定の要件を満たした場合は適用を受けられようにすること。さらに、相続物件の評価については、相続時があるいは贈与時のいずれか評価の低い方を選択適用できるようにするほか、非課税枠の拡大を含め更なる利用しやすい制度の見直しを要望する。

3. 贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は平成13年に110万円に拡大されて以来、改正が無く低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在している。また、若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与できると思われる。このような観点から基礎控除額を現行の110万円から200万円への引き上げを要望する。

印紙税の廃止について

印紙税は契約者や領収書などの「紙」に課税されるが電子契約などデジタル文書には課税されないというのは極めて不合理であるため廃止を要望する。

土地の取得に関する税制措置について

中小企業対策などの政策目的のため、特定の設備投資等に関しては特別償却の損算入か税額控除が認められているが、いずれも減価償却資産の取得に伴う優遇措置である。地方創生の動きを活発化させるためにも、土地活用を容易にするよう土地の取得に關す

る税制措置を要望する。

地方税関係

1. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にもかかわらず、負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋は築後経過年数に応じた評価方法にするなど抜本的な見直しを要望する。加えて地方都市の活性化に向けて、空き店舗、空き家の流動化に資する固定資産税制を要望する。

2. 償却資産に対する固定資産税の廃止について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫している。国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止を要望する。

3. 超過課税について

住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、課税の公平性を欠く安易な課税と言わざるを得ない。課税を実施している自治体は出来るだけ早く標準税率に戻すことを要望する。

4. 森林環境税及び森林環境譲与税について

森林環境税が地球温暖化防止や森林整備等の森林吸収源対策を目的とした

財源確保のために令和6年度から住民税に一律1,000円が上乗せされることとなった。しかしながら、森林環境税は同じ森林整備の名目ですでに全国37府県で独自に導入されていることから、導入している県にとつて令和6年度以降国税となる森林環境税も上乗せされ、自治体が独自に導入している森林環境税との二重課税になるという問題が指摘され、2種類の森林環境税は、森林保全を目的とする点で重なる部分があるため、いわゆる「二重課税」となり納税者から不満の声が上がっている。全国知事会は二重課税の誤解を受けたいため、自治体の独自の課税とのすみ分けを明確にするとしているが、説明及び理解は十分にされているとは言い難い。

また、森林環境税を財源として自治体に配る森林環境譲与税は、令和元年度から市区町村及び都道府県への譲与が始まり、50%を私有の人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数とする配分基準となっており、使い道が実質的に林業に限られている税金なのに、森林が少なく林業が盛んではない都市部に相対的に多い額が配分され、森林が多い自治体に十分な配分がなされない算定基準となっており、森林整備などの財源を必要とする山間地の自治体などから基準を見直す声が上がっており、令和6年度税制改正大綱において、森林面積の割合を5%上げ、人口の割合を5%下げる見直しは前進したものと評価するが、課税に先行して配られ

た財源を巡っては、未活用額が4年間で525億円に上るなど、制度への理解醸成を進めるとともに、効果的な運用への検証が必要である。

その他

1. ガソリン等税制の根本的な見直し及び揮発油への二重課税の解消について

揮発油税は道路の建設や修理を目的とするために使用される目的税として徐々に税率が引き上げられ、昭和49年にはガソリン1L当たり本則税率28・7円に25・1円を加えた53・8円の暫定税率が続いている。本来時限期間であるはずの暫定税率が長年にわたっており、そもそも道路特定財源であったにもかかわらず、道路整備が行き届いた現在では本来の目的以外にも使われているのが現状である。さらに、消費税が導入されて以降はこの揮発油税に消費税(5・4円)が課せられている。また同様に軽油も暫定税率となる軽油引取税1L当たり32・1円が課せられている。

近年の原油価格高騰はロシアのウクライナ侵攻後、さらに歴史的な円安を背景に拍車がかかり、ガソリンの高止まりは国民生活や経済活動に影響を及ぼし、政府は令和4年初めから石油元売り各社に「ガソリン補助金」を支給(激変緩和措置)することで、ガソリン価格を維持する政策を累次にわたり延長してきたが、クルマの利用者からは、「税金を原資に石油元売り各社に補助金を出すくらいだったら、ガ

ソリンにかかっている税金を減税してほしい」という声が多い。また原油価格の高騰が続けば、際限なく補助金(税金)の投入が続く悪循環に陥る可能性が大きく、消費者にとつてはガソリンが値上がりしないのはありがたいが、結果的に別の形で消費者の税負担増は避けられない。

今後も原油が高止まりすることが予想されることから、国民生活や経済活動に必要な不可欠なガソリン等燃料の適正価格の在り方やエネルギー源の多様化や省エネ、脱炭素をどうするのかなど、今後を見据えたガソリン等の税制の抜本的な見直しを行い、揮発油税及び軽油引取税の暫定税率は即刻廃止するとともに、揮発油税への二重課税を直ちに解消することを要望する。

2. 租税教育について

教育の機会は「平等に提供されるべき」であることを踏まえ、小学校、中学校、高等学校全てで租税教育が実施されることを要望する。また、国民に必要な生涯教育の一つという観点から大学生や社会人まで拡充するなど国民全体で税について考える環境整備が必要である。

3. 震災復興について

東日本大震災からの復興に向けて、2021年度から2025年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、これまでの効果を十分に検証し、予算執行を効率化するとともに、原発事故の対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。

大月税務署人事異動のお知らせ

職名	旧【令和5事務年度】		新【令和6事務年度】	
	氏名	新所属・職名	氏名	前所属・職名
署長	清田 康隆	玉川 署長	中島 正之	財務省 主税局 主税調査官
総務課長	吉田 正	留任	吉田 正	留任
管運・徴収統括	鈴木 匡一	留任	鈴木 匡一	留任
個人1統括	今泉 孝弘	小石川 個人1 統括官	木原 大介	東村山 個人2 統括官
個人2統括	桶作 聡	留任	桶作 聡	留任
資産統括	小坂 篤志	留任	小坂 篤志	留任
法人1統括	大山千奈美	甲府 法人1 統括官	辰野美喜江	大和 法人3 統括官
法人2統括	天野 忠人	ご退官	山野井 孝	青梅 法人2 統括官
法人3統括	住友 卓二	留任	住友 卓二	留任
法人1審理調査官	明石 裕也	東京局 課税第二部法人課税課 実査官	岡崎 崇志	藤沢 法人1 調査官



岡崎崇志 法人1審理調査官

- 出身地 千葉県鴨川市
- 趣味 体を動かすこと
- モットー なんとかなる



辰野美喜江 法人1統括

- 出身地 東京都八王子市
- 趣味 読書
- モットー 明るく・楽しく・元気よく！



中島正之 署長

- 出身地 東京都羽村市
- 趣味 読書
- モットー 常に明るく

新任者プロフィール



前大月税務署長 清田 康隆

離任の御挨拶

爽秋の候、公益社団法人大月法人会の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和六年七月の人事異動により、私は玉川税務署に転任し、大月税務署長を離任することとなりました。

昨年七月の着任以降、山口会長をはじめ、公益社団法人大月法人会の皆様には、税務行政に対する深い御理解と多大なる御協力を賜りまして、大月税務署長の任を全うできたことを心より感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、本会の活動もさることながら、女性部会及び青年部会を中心とした租税教育活動や各支部における税務研修会などの税の啓蒙活動を始め、幅広い事業活動を展開していただ



きましたことに重ねて深く感謝申し上げます。

特に、インボイス制度に始まり、電子帳簿保存法や定額減税など税に関する環境が大きく変化する中で、税のオピニオンリーダーである皆様の役割の大きさを改めて認識した次第でございます。

今後とも、皆様には税務行政に對しまして変わらぬ御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになります。公益社団法人大月法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

着任の御挨拶

大月税務署長

中島 正之



初秋の候、公益社団法人大月法人会の会員の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で大月税務署長を拝命し、財務省主税局から参りました中島でございます。この度、署長として歴史ある大月税務署に着任し、富士山をはじめ富士五湖、忍野八海など素晴らしい自然に囲まれた環境で日々仕事ができることを大変光栄に思っております。

前任の清田同様、御懇情賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。山口会長をはじめ大月法人会の会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に對しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、正しい税知識の普及活動を目的とした各種説明会・研修会を開催されるほか、納税道義の高揚のための活動として次世代を担う児童・生徒を対象にした「租税教室」並びに、小学生に

よる「税金絵画コンクール」・「税に関する絵はがきコンクール」及び高校生による「税の標語募集」を開催されるとともに、地域に根ざした社会貢献活動などに熱心に取り組んでいただいております。これもひとえに、山口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様の御尽力の賜物であると、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、皆様御承知のように、消費税の適格請求書等保存方式の導入が昨年の10月に、電子帳簿保存制度のうち電子取引データ保存制度の本格的な導入が本年の1月に始まっております。大月税務署管轄内において大きな混乱も無く新制度に移行できたことにつきまして、ひとえに貴会のお陰でございます。

また、貴会におかれましては、日頃より各支部において研修会を開催していただき、様々な制度の周知・広報に御協力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。私どもと致しましては、制度の円滑な実施に向けて積極的な周知・広報に取り組んで参りますので、貴会におかれましては引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国税庁では、昨今の経済社会の変化や、デジタル技術の急速な発展を踏まえ、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組ん

でおります。昨年6月には「税務行政の将来像2023」を公表し、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に、「事業者のデジタル化促進」が新たな柱として加わりました。事業者の取引全体のデジタル化及び会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされております。その中で、税務行政のデジタル化を併せて、事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のデジタル化の推進及び事業者の生産性の向上等に向けた施策を進めて参ります。こうした取組を促進していく上では、貴会の皆様方との連携・協力が欠かせないものであります。国税当局としましても、納税者の皆様が来署することなく、申告や納税等のあらゆる手続きを行える社会を目指して、電子申告やキャッシュレス納付等の利用をお願いしているところですので、貴会におかれましては、納税者の皆様の利便性の向上や税務行政の効率化の観点から、引き続き普及に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人大月法人会の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

大月税務署からのお知らせ

令和5年12月

システム導入
が難しくても
大丈夫！！

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、令和6年1月からはどうすればいいんだろう。

以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。

仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK

【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。

不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。

その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね！

真実性
OK

そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、令和6年1月からは消さずに保存する必要があるのでね。

そのとおりです。電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 裏面へ

大月税務署からのお知らせ

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です。**



(1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

(2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め 
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるようにしておけばいいの。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いいたします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



※ 令和4年度税制改正で措置された「有怨措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



e-Tax 推進協議会からのお知らせ

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

💡 電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



..... 簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい手続きはこちらから▶



読み取れない場合はこちらから
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

企業の経営者の皆様へ

自主点検チェックシートを活用しましょう

法 人 会

～企業の税務コンプライアンス向上のために～

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しています。

企業を成長させるためには、売上を増やし、利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

内部統制や経理水準の向上は、「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にも繋がるのが期待できます。

一方、これがしっかりしていない場合には、「売掛債権が未回収となる恐れがある」「重要書類を紛失してしまうことがある」「会社の資産が不明確になる可能性がある」など経営上の大きな問題へ発展することもあります。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート」を作成しています。

この取り組みは、経営者の皆様がチェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にも繋がることを期待するものです。

経営者の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひ「自主点検チェックシート」をご活用ください。

《法人会とは》

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

法人会は税務署の管轄地域ごとに440の単位法人会があり、県単位の連合体として41都道県連で組織され、約75万社の企業が加入している団体です。

公益社団法人大月法人会

〒402-0001

山梨県都留市田野倉 222 番地 1

電話 0554 (45) 6565

FAX 0554 (45) 6465

MAIL info@otsuki-hojinkai.jp

URL <http://www.otsuki-hojinkai.jp>

健康情報

元気に働くための 1

食事と健康

はじめに

日本人は健康情報について関心が高いといわれ、メディアやインターネット上にも最新の健康情報があふれています。なかでも「食べ物と健康」に関係するものが多く見られ、食べ物と健康は切り離せません。

でも実際にはどうでしょうか？

仕事や家事で忙しい、一人暮らしである、高齢で食べる量が減ったなどの理由でバランスの良い食事を摂っていないこともあると思います。

たくさんの新しい情報も私たちを迷わせます。

科学の進歩により、従来「健康に悪い」といわれていたことが反対であったり、科学技術の進歩により昔ながらのやり方が再注目を集めることもあります。画期的なことは話題になりますが、その訂正記事が話題になることはあまりありません。

2015年に食品表示に関する法律が変わり、食品表示法ができました。本冊子では、この身近な食品表示を通じて、食と栄養、健康についてお伝えすることで、食を見直し、健康を意識するお手伝いができればと思います。

第1章 「食」と栄養

1) 現代の栄養失調とは？

「朝は忙しいから食べずに会社に行こう」
「たくさん食べられないし、お昼は麺類だけでいいわ」

忙しい毎日、分かっているけどもバランスの良い食事ができないことがあります。栄養失調というとガリガリに痩せたイメージがありますが、食があふれた現代でも栄養失調による不調があります。過度なダイエットによる貧血、好きなものばかり食べることによる肥満、高齢になると食が細くなり、必要な栄養素が摂れずフレイルの状態になることもあります（※フレイル＝健康な状態と要介護状態の間。虚弱状態ともいわれる）。

健康維持のために「バランスの良い食事」、つまり

特定の食品に偏らず、必要な栄養素が摂れる食事を考えていきましょう。

①一汁三菜スタイルで献立を組み立てる方法
和食の献立の基本である一汁三菜スタイルでおかずごとに目的を決めてバランスを取る方法。



【主菜(メインのおかず)】

(目的) たんぱく質源となる魚介類、肉類、卵、大豆製品などを摂る

たんぱく質は筋肉、皮膚、血管、内臓、髪、爪、ホルモン、酵素など体をつくる働きをします。

【副菜(サブのおかず)】

(目的) ビタミン、ミネラル源となる野菜、きのこ類、海藻などを摂る

ビタミンは体をスムーズに動かすために欠かせません。ミネラルは体の調整を行うものとたんぱく質と同じように体を構成するものがあります。

【主食】(目的) エネルギー源となる炭水化物、ごはん、パン、麺類などを摂る

炭水化物は体内でエネルギー源になり、多すぎたものは脂肪となってストックされます。

【汁物】(目的) 主菜や副菜で足りない栄養素を補う
塩分に気をつけて、1日1～2回程度。汁物の代わりに果物やヨーグルトなど代替りの副菜にしてもよいです。

<ポイント>

- ・主菜、副菜は和食だけでなく中華料理、洋食などにアレンジしてバラエティーを持たせます。
- ・和食は塩分が多くなりがちなので摂り過ぎに注意します。
- ・旬の食材を取り入れ、食材の偏りを減らします。

著者：佐々木有紀子 (Food Label Plus 代表)
フードプランナー、食品表示アドバイザー。
家庭科の教員として教壇に立ったあと、大手料理教室で講師として勤務。
現在はフードプランナーとして食品メーカーの商品開発、料理教室、伝統料理の継承活動など『食と人をつなぐ仕事』に取り組んでいる。
企画・製作：株式会社日本マネージメント・リサーチ

【7つの間違い探しの答え(15ページ掲載)】 ①工藤の口(左上) ②雲柄の大きさ(中上) ③フサの長さ(中上) ④花魁の鉢巻き(右上) ⑤牡丹の向き(中央) ⑥小力の力紙(中央) ⑦小力の目線(中央)



神社めぐり

第58回

生出神社(旧指定村社)

鎮座地 都留市法能一四〇

御祭神 建御名方大神八坂刀賣大神

例祭日 九月十日に近い日曜日

宮司 金子壽元

総代長 相川義美 渡辺亨

境内地 一八八坪

氏子戸数 三三五戸

由緒沿革

生出三社の一にして、大古建御名方大神の子孫、当地に移住開発に際し祖神を氏神として奉斎と伝はる。第六十代醍醐天皇の延長七年(九二九年)諸国大洪水にて溺死者多く、農作物皆無に依り国司をして諸社奉幣に際し当社にも奉幣ありと伝はる。宝曆十一年(一七六一年)谷村代官江川太郎左衛門が社殿を造営その後、平成元年社殿を改め正遷宮。甲斐国志に《生出明神》法能村本村氏神社地神領除地畑貳畝五歩天文十三年(一五四四年)小山田信有が文書二神藤若狭所藏宮原ノ大明神彼社ニ於テ竹木ヲ取ルベカラズトアル是ナリ神刀一振長二尺七寸二分反一寸二分銘甲州都留郡駒橋元近作之天文十七年九月吉日、例祭七月二十五日神主志村大和とある。明治五年村社に列格。同四十年二月十六日神饌幣帛指定神社となる。





ホテル鐘山苑

〒403-0032
山梨県富士吉田市
上吉田東9-1-18
TEL0555-22-3168
FAX0555-22-3935

随時ブライダルフェア開催中です
詳しくはホームページをご覧ください
検索は【ホテル鐘山苑 ウェディング】



Hotel Kaneyamaen